

請願・陳情參考資料

平成27年2月13日

商工労働部

陳 情 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
27年 - 4 (H27. 1. 30)	商 工 労 働	生活必需品への軽減税率適用 及び最低賃金の引き上げを求 める意見書(最低賃金関係) の提出について 個人 (倉吉市)	【最低賃金制度について】 ○最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使 用者は、その最低賃金額以上を支払わなければならないとする制度。 【最低賃金の決定】 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実 態調査結果など各種統計資料を参考にし、賃金の審議 され、「労働者の生活費」「労働者の賃金」「通常 事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。 置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。 〔現在の最低賃金(時間額)〕 ・鳥取県 677円 (H26.10.8～) ・最高 888円 (東京都) ・最低 677円 (鳥取県、高知県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 沖縄県) ・平均 780円